

法務局から

「長期間相続登記等がされていないことの通知」 が届いた皆様へ

長野地方法務局は、令和2年1月24日、長期間相続登記等がされていない土地の所有者の相続人に宛てて「長期間相続登記等がされていないことの通知及び相続登記に関する説明会の開催等について」という文書を発送しました。これは長期間、相続登記等がされないことにより土地の所有者がわからなくなるという社会問題の解決策として平成30年度から始まった国の取り組みです。

この通知を受け取った方は、突然の通知に驚いたことと思いますが、このままではさらに相続関係が複雑になってしまいますので、この機会に相続登記の申請を前向きにご検討ください。

長野県司法書士会では、長野地方法務局の説明会の際に相続登記申請の相談をお受けするなどの協力体制をとっていますが、場所や時間が限られていることから、説明会に参加できない方は当会の無料電話相談窓口：026-232-6110（月～金曜日の12時～14時）をご利用ください。また、2月は「相続登記はお済みですか月間」として各会員事務所において無料にて相続登記申請の相談をお受けすることもできますので、こちらもご活用ください。

なお、ご相談の際は、土地の所在地を管轄する法務局（登記所）で「法定相続人情報」と土地の「登記事項証明書（登記簿謄本）」を取得し、届いた通知書と併せてお持ちいただくとスムーズです。

長野県司法書士会

▼法務省の「長期間相続登記等がなされていないことの通知」についての説明用の動画が、[こちら](#)からご覧いただけます。